ひとり親家庭ホームヘルプサービス

病気や怪我など、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭へ、一定の期間

ホームヘルパーを派遣します。（派遣には登録が必要です。）

1. **ひとり親家庭とは**

　　　　このサービスにおいてひとり親家庭とは、義務教育終了前（中学３年生以下）の児童を扶養し

ているひとり親（母子・父子）家庭をいいます。

1. **派遣対象**

　　　　江戸川区民で次の状況にあるときに対象となります。

1. ひとり親家庭となった直後、3か月以内の場合
2. 親または義務教育終了前（中学３年生以下）の児童が一時的な傷病の場合
3. 日常の家事を行っている同居の祖父母等が、一時的に傷病の場合
4. 親が就職活動をする場合
5. 親族等の冠婚葬祭に出席する場合

ただし、次のいずれかに該当するとき、派遣できない場合があります。

（１）上記（２）（３）の傷病者が入院を要するとき又は感染症の疾患があるとき

（２）育児支援が必要な児童が、保育所、学童クラブ等を利用することができるとき

（３）ヘルパーに対し暴力、脅迫等の非行があったとき、またはその恐れがあるとき

（４）その他、ヘルパーが業務を行うことに支障があるとき

1. **サービスの内容**
2. 食事の世話 （２）掃除（３）洗濯 （４）育児 （５）医療機関との連携及び通院介助

（６）その他必要な用務

1. **派遣日数**
2. 1事由につき７日以内
3. ２の（１）のときは３０日以内
4. **派遣時間**

　　　　原則として午前８時から午後６時までのうち６時間以内、（やむを得ない状況の場合は午前７時から午後８時までのうち８時間以内）の派遣となります。

1. **登録方法**

人権・男女共同参画推進センター相談啓発係(人権・男女共同参画推進センター内)へ、次の書類を提示して申し込んで下さい。

※持ち物についてご不明な点はお問い合わせください。

1. ひとり親家庭であることを証明する書類（児童扶養手当証書など）
2. マイナンバーカード、もしくは個人番号通知カード
3. 本人確認のための身分がわかるもの（運転免許証、保険証　等）
4. 申請には印鑑（朱肉を使用するもの）が必要です。
5. **本人負担額**

所得額に応じて自己負担額があります。

　　　　　　　　ひとり親家庭ホームヘルパーの利用のしかた

**1.登録をします**

①４月から窓口で年度１回登録します。

登録申請書と同意書を提出してください。

同意書の提出をされない場合は、前年分の所得（1月から6月までの登録は前々年分の

所得）を証明する書類を提出してください。

②登録ができましたら決定通知書を送付します。

**2.派遣の必要なとき**

①人権・男女共同参画推進センター相談啓発係に連絡し、利用事由が派遣対象に該当するかを確認します。

②ヘルパー紹介所にご自身で連絡し、ヘルパー派遣の予約をします。

③派遣が決まったら、人権・男女共同参画推進センター相談啓発係に援助券請求書提出のため来所予約の連絡をしてください。来所予約の際、派遣日、派遣時間を伺います。

**【援助券請求書の提出を窓口にて行う場合】ヘルパー派遣日、派遣時間をご連絡ください。**

④人権・男女共同参画推進センター相談啓発係(人権・男女共同参画推進センター内)に来所し、援助券請求書を提出します。個人負担金がある場合は来所時に持参してください。

**【援助券請求書の提出を郵送にて行う場合】**

**援助券請求書を人権・男女共同参画推進センターに速やかに送付してください。**

**個人負担金の支払がある場合は、③の連絡後、支払のための納付書を送付いたします。納付書到着後、1週間以内に銀行窓口で納入してください。領収書のコピー、援助券請求書を同封の上、人権・男女共同参画推進センターに速やかに送付してください。**

⑤援助券の用意が出来次第、後日来所もしくは郵送で援助券を受け取ってください。

急病の場合は、④以降は後日でも結構です。①～③はヘルパー派遣前に行ってください。ヘルパー派遣後すみやかに来所して、援助券請求書の提出をしてください。

**3.ヘルパーさんに援助券を渡します。**

①援助券にあなたが確認印を押します。

②連絡ノート等で情報交換を行ってください。

③郵送で遅くなって渡すときは、ヘルパーさんが困らないように早急に渡してください。

**4.問い合わせ先**

　　　〒１３２－００１１

　　　江戸川区瑞江２－９－１５(人権・男女共同参画推進センター)

人権・男女共同参画推進センター相談啓発係

　　　TEL　０３－６２３１－８１５０